

警戒区域（浪江町）から避難を余儀なくされた3世代家族の避難による日常生活阻害慰謝料の増額（高齢かつ障害1級の申立人について平成23年3月・4月分が10割増、高齢かつ障害3級の申立人について平成23年3月分が6割増、その介護者である申立人について平成23年3月分が6割増など）がなされた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 申立人X1について

(1) 損害項目

- ①避難費用（携帯電話利用料）
- ②避難費用（食費増加分）
- ③政府による避難等の指示等に係る精神的損害（日常生活阻害慰謝料）

(2) 期間

ア ①について

自 平成23年3月11日

至 平成24年2月末日

イ ②について

自 平成23年3月11日

至 平成24年8月末日

ウ ③について

自 平成23年3月11日

至 平成24年8月末日

2 申立人X2について

(1) 損害項目

政府による避難等の指示等に係る精神的損害（日常生活阻害慰謝料）

(2) 期間

自 平成23年3月11日

至 平成24年8月末日

3 申立人X3について

(1) 損害項目

政府による避難等の指示等に係る精神的損害（日常生活阻害慰謝料）

(2) 期間

自 平成23年3月11日

至 平成24年8月末日

4 申立人X4について

(1) 損害項目

政府による避難等の指示等に係る精神的損害（日常生活阻害慰謝料）

(2) 期間

自 平成23年3月11日

至 平成24年8月末日

5 申立人X5について

(1) 損害項目

政府による避難等の指示等に係る精神的損害（日常生活阻害慰謝料）

(2) 期間

自 平成23年3月11日

至 平成24年8月末日

6 申立人X6について

(1) 損害項目

政府による避難等の指示等に係る精神的損害（日常生活阻害慰謝料）

(2) 期間

自 平成23年3月11日

至 平成24年8月末日

第2 和解の金額

1 申立人X1について

被申立人は、申立人X1に対し、前項の1（1）に掲げる損害項目（同項の1（2）所定の期間に限る。）に対する和解金として、278万円の支払義務があることを認める。

（内訳）

①避難費用（携帯電話利用料）	3万円
②避難費用（食費増加分）	27万円
③政府による避難等の指示等に係る精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	248万円

2 申立人X2について

被申立人は、申立人X2に対し、前項の2（1）に掲げる損害項目（同項の2（2）所定の期間に限る。）に対する和解金として、248万円の支払義務があることを認める。

3 申立人X3について

被申立人は、申立人X3に対し、前項の3（1）に掲げる損害項目（同項の3（2）所定の期間に限る。）に対する和解金として、239万2000円の支払義務があることを認める。

4 申立人X4について

被申立人は、申立人X4に対し、前項の4（1）に掲げる損害項目（同項の4（2）所定の期間に限る。）に対する和解金として、239万2000円の支払義務があることを認める。

5 申立人X5について

被申立人は、申立人X5に対し、前項の5（1）に掲げる損害項目（同項の5（2）所定の期間に限る。）に対する和解金として、246万4000円の支払義務があることを認める。

6 申立人X6について

被申立人は、申立人X6に対し、前項の6（1）に掲げる損害項目（同項の6（2）所定の期間に限る。）に対する和解金として、304万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項所定の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項記載の政府による避難等の指示等による精神的損害（日常生活阻害慰謝料）については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばないものとする。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するために、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名捺印又は記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月14日

（仲介委員 山本隆幸）